

指名停止措置の概要

記

1. 指名停止業者名

登録番号	商号又は名称	代表者名	本社所在地
71	株式会社 南山開発	代表取締役 浦崎 ひとみ	那覇市小禄 1-12-29

区分	業種
市営	工事

2. 指名停止期間

令和8年8月19日 ～ 令和8年10月18日（2か月間）

※指名停止期間については、新たな事実関係が判明した時点で変更もありえる。

3. 指名停止措置の範囲

糸満市が発注するすべての入札及び工事等（下請けを含む）

4. 指名停止措置理由

株式会社 南山開発は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。

このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けた。

「糸満市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第2条に基づく別表第2第11号に該当するため。

「糸満市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第2条に基づく別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 11 沖縄県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規程に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

指名停止措置の概要

記

1. 指名停止業者名

登録番号	商号又は名称	代表者名	本社所在地
1538	株式会社 富士建設	代表取締役 手登根 明	宜野湾市志真志 4-2-2

区分	業種
県内市外	工事

2. 指名停止期間

令和8年8月19日 ～ 令和8年10月18日（2か月間）

※指名停止期間については、新たな事実関係が判明した時点で変更もありえる。

3. 指名停止措置の範囲

糸満市が発注するすべての入札及び工事等（下請けを含む）

4. 指名停止措置理由

株式会社 富士建設は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。

このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けた。

「糸満市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第2条に基づく別表第2第11号に該当するため。

「糸満市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第2条に基づく別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 11 沖縄県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規程に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

指名停止措置の概要

記

1. 指名停止業者名

登録番号	商号又は名称	代表者名	本社所在地
1617	光南建設 株式会社	代表取締役 津波 克守	宜野湾市宜野湾 3-2-16

区分	業種
県内市外	工事

2. 指名停止期間

令和8年8月19日 ～ 令和8年10月18日（2か月間）

※指名停止期間については、新たな事実関係が判明した時点で変更もありえる。

3. 指名停止措置の範囲

糸満市が発注するすべての入札及び工事等（下請けを含む）

4. 指名停止措置理由

光南建設 株式会社は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。

このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けた。

「糸満市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第2条に基づく別表第2第11号に該当するため。

「糸満市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第2条に基づく別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 11 沖縄県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規程に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内